令和９年度

教育振興アクションプラン

市川市教育委員会

【目　次】

基本的な考え方 ・・・

施策３（１）
①探究的な学び、主体的・対話的で深い学び …… P35
②個別最適な学び・協働的な学び …… P36

施策３（２）
①幼保小の連携・幼児教育 …… P37
②小中一貫教育 …… P38

施策３（３）
①学校環境整備・老朽化対策 …… P40
②子どもたちと向き合う時間の確保と働き方改革 …… P42

資料編 …… P45

用語解説 ※本文中の用語（「注」と表記）について解説しています。…… P46

基本的な考え方

1　計画の位置づけ

「市川市教育振興大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（以下「地教行法」という。）第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国が定める教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、市長が定めたものです。

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」は、「市川市教育振興大綱」と一体をなすものであり、「市川市教育振興大綱」に示された方針を実現するため、具体的な取り組みを定めたものです。

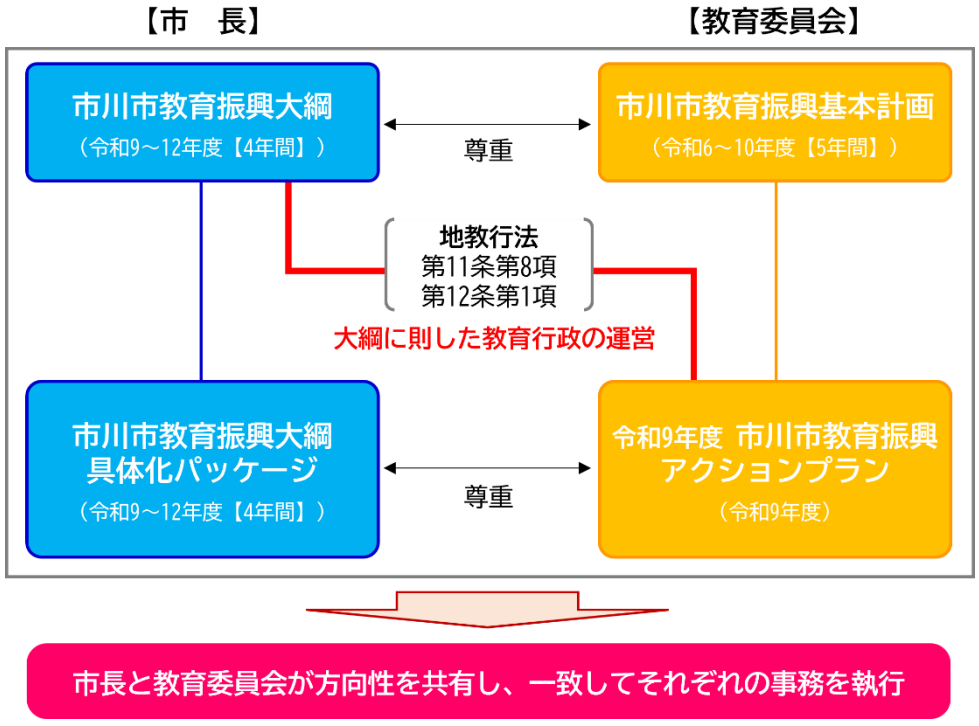
一方で、教育委員会では、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「市川市教育振興基本計画」を定めています。

また、地教行法第 1 条の 4 第 8 項の規定に基づき、市長及び教育委員会は、総合教育会議において行われた調整の結果を尊重しなければならないとされています。

さらに、同法第 11 条第 8 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、教育長及び教育委員は、大綱に則して、教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないとされています。

そこで、教育委員会では、「市川市教育振興基本計画」を踏まえつつ、総合教育会議における調整の結果を尊重し、「市川市教育振興大綱」に則した教育行政を行うための具体的な取り組みとして、「市川市教育振興アクションプラン」を策定しました。

本市では、市長と教育委員会は、「市川市教育振興大綱」に基づき教育の振興に関する方向性を共有し、一致させた上で、市長は「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」に基づき、教育委員会は「市川市教育振興アクションプラン」に基づき、教育に関する具体的な取り組みについて、それぞれの権限に属する事務を執行することとしています。



具体的な取り組み

施策 1-(1)-1

生活習慣の改善

（取り組みの方向性）

① 基本的な生活習慣の習得

児童生徒だけでなく、市民全体が身体的・精神的・社会的に良い状態である「ウェルビーイング」[注] を実現する必要があります。そこで一つの手段として、日々の生活習慣を見直し、栄養バランスのとれた食事や適度な運動、質の高い睡眠などを実践することで、基本的な生活習慣を身に付ける取り組みを地域全体で行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
01	地域一体による生活習慣の改善	「早寝早起き朝ごはん」運動を学校・家庭・地域が一体となって展開することにより、児童生徒をはじめ地域全体で生活習慣の改善を図る。	令和９年度～
02	生活習慣改善に向けた授業プラン作成	生活習慣の意識改善を促す授業プランを作成した上で、各学校で実施する。その中で活用できる学校単位・学級単位のデータを提供する。	令和９年度～

施策 1-(1)-② 体力向上

（取り組みの方向性）

① 子どもの体力向上

健康な体を育むためには、子どもが楽しみながら運動やスポーツに親しみ成長・発達に必要な体力を高めることが重要です。そこで、児童生徒の運動能力に応じた指導を行うための授業改善を行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
03	授業改善に向けた研修の実施	新体力テスト注の分析結果を踏まえ、家庭でできる体力向上につながる取り組みや地域外部人材の活用方法、ICT を活用した授業の方法等、授業改善を図るための研修会を実施する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

② 部活動の地域展開

生徒のスポーツに親しむ機会を将来にわたり継続的に確保するためには、学校だけでなく地域全体で活動を支えることが重要です。そこで、これまで学校単位で行われてきた運動部活動を地域全体で運営する仕組みに整えるとともに、教職員が生徒と向き合う時間の確保を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
04	運動部活動の地域展開	ロードマップに沿って運動部活動の休日の地域展開を順次拡大し、140 の運動部活動で実施する。	継続

（取り組みの方向性）

③ 学校施設を活用したスポーツ環境の整備

すべての世代の地域住民が心身の健康保持と増進を図るためには、運動やスポーツを身近な環境で行うことができるよう学校施設を有効に活用することが重要です。そこで、学校の屋外運動場で誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう再整備を進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
05	学校屋外運動場の再整備	硬化やでこぼこなど課題がある未改修の屋外運動場について、各学校における最適な運動場を検討した上で、整備計画を作成し、再整備を進める。	令和 9 年度～
06	校庭の人工芝化	校庭の人工芝化を計画的に推進するため、整備計画に人工芝化の条件整理等を盛り込む。	令和 9 年度～
07	学校施設開放における利便性の向上	学校施設使用団体による使用手続きの利便性向上や、学校施設の適切な利用に向けた啓発に取り組む。（令和 8 年度～）	継続

施策 1-(1)-3

食育

（取り組みの方向性）

① 学校給食・食育の充実

生涯を通じて健康で心豊かな生活を送るためには、望ましい食習慣や食に関する正しい知識の習得が重要です。そこで、給食費の無償化を継続するとともに、栄養バランスや地産地消を中心とした食育に配慮した質の高い給食を安定的に提供します。また、望ましい食習慣や児童生徒の食に関する正しい知識を身に付けるため、食育の全体計画に基づく、教科横断的な食育を推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
08	標準献立の導入	教育委員会が基準となる標準献立を作成し、どの学校においても一定基準以上の質を担保した給食を提供する。	令和９年度～
09	栄養士のメンター制度の導入	経験の浅い若手栄養士とベテラン栄養士を組み合わせた体制を導入し、栄養士の資質向上を図る。	令和９年度～
10	給食の質と量の確保	食材の価格高騰に対応し、給食の質と量を確保する。	継続
11	「和食の日」の実施	月に１回の「和食の日」を実施し、児童生徒の味覚を育てることを大切にするとともに、だしを味わうことや郷土料理を知ること等を通して、和食文化を学ぶ機会を設ける。	継続
12	有機野菜等の活用	年に１回程度、各学校で「有機農業の日」などにおいて、学校給食で有機野菜等を活用し、環境への配慮や持続可能な食について学ぶ機会を設ける。	令和９年度～
13	教科横断的な食育の推進	食育の全体計画に沿って、教科横断的な食育を推進する。	継続
14	国公立特別支援学校在籍児童生徒給食費支援補助金	市内在住の国公立特別支援学校在籍の児童生徒に対し、給食費に相当する額を補助する。（令和８年度～）	継続

施策 1-(2)-1 読書活動、図書館の充実

（取り組みの方向性）

① 図書館運営と機能の充実

子どもをはじめとしたすべての世代に読書に親しむ機会を将来にわたって提供するためには、最適な図書館運営と機能の充実を図ることが重要です。そこで、将来求められる図書館のあり方を整理した上で、それに基づき図書のデジタル化の推進やアクセシブルな書籍注・電子書籍の整備・提供等に取り組みます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
15	「図書館運営基本計画」の改訂	文部科学省の「図書館の設置及び運営の望ましい基準」の改定に合わせて、デジタル化への対応強化、読書バリアフリー対応の充実などを含む最適な図書館運営を行うため、「図書館運営基本計画」の改訂に向けた検討を進める。（令和 8 年度～）	継続
16	「図書館協議会」の設置	「図書館運営基本計画」の改訂を含め、地域の実情を踏まえ、利用者や住民の要望を十分に反映した図書館の運営を行うため、「図書館協議会」を設置する。	令和 9 年度～
17	読書バリアフリー注の推進	電子図書館注の導入等、読書バリアフリーを推進する。	継続
18	自動車図書館サービスの拡大	図書館未設置地域への巡回に加え、幼児教育施設等へ巡回し「出張おはなし会」や「英語図書の読み聞かせ」等を開催することでサービスの拡大を図る。	継続

（取り組みの方向性）

② 学校図書館の充実

学校図書館が学びの核として教科等で活用されるためには、読書センター機能に加え学習センター機能と情報センター機能の更なる充実を図ることが重要です。そこで、適切な図書の整備を行うとともに、専門職員の配置や計画的な図書の廃棄・更新などを行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
19	学校司書[注]の配置充実	学校司書の配置の充実に向けて、採用計画の在り方も含め、検討を行う。	令和 9 年度～
20	学校図書館の週 5 日間開館	学校図書館の活用の充実を図るために、学校図書館を週 5 日間開館し、学校司書の勤務日以外は図書委員が開館することなど、好事例を示すことで周知する。（令和 8 年度～）	継続
21	図書の廃棄・更新	児童生徒にとって正しい情報に触れる環境を整備するため、計画的な図書の廃棄・更新を行うことができる措置を講ずる。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

③ 図書館と学校を結ぶネットワークの強化

子どもたちの読書活動を推進するためには、身近に本に触れる機会を創出することが重要です。そこで、図書館が持つ専門性を活かした学校図書館への支援を行うとともに、図書館と学校図書館を結ぶネットワークシステムの更なる活用を促進します。また、図書館・学校図書館と地域の連携・協働による読書活動を推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
22	図書館司書[注]による学校司書への支援	図書館司書と学校司書や司書教諭、ボランティア等を結ぶ連絡窓口を設置し、学校図書館での選書や読み聞かせのアドバイスなどを行うことで、図書館司書による学校司書等への支援の充実を図る。また、学校司書のスキルアップに向け、学校司書の研修会において、研修内容の充実を図る。	継続
23	公共図書館と学校のネットワークの活用	中央図書館の図書資料や情報を学校と共有するため、公共図書館と学校とを結ぶネットワークを活用する。	継続
24	配本サービス（学級文庫）	中央図書館から、学校（公私立小中学校）へ配本サービス（学級文庫）を行う。	継続
25	出張おはなし会の実施	「出張おはなし会」を周知・実施する。	継続
26	リサイクル図書の提供	学校等に図書館のリサイクル図書を提供する。	継続

（取り組みの方向性）

④ 乳幼児期の読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさを実感し、読書の習慣をつけることは子どもの知的・情緒的・精神的発達のうえで重要です。そこで、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を幼稚園・保育園等で行うとともに、家庭に対して必要な支援を行います。また、絵本専門士[注]や認定絵本士[注]などが専門的な知見を活かして読み聞かせ等を実施します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
27	絵本専門士、認定絵本士の活用	絵本専門士や認定絵本士等による絵本の読み聞かせイベント等を実施する。（令和 8 年度～）	継続
28	就学前家庭への支援	就学前家庭へ「司書おすすめ資料リーフレット」の配布などの支援を行う。（令和 8 年度～）	継続
29	幼児教育施設等への支援	幼児教育施設等へ「出張おはなし会」の実施などの支援を行う。（令和 8 年度～）	継続
30	大型絵本・大型紙芝居の活用	大型絵本・大型紙芝居を、貸出しや読み聞かせイベント等で活用する。	継続

（取り組みの方向性）

⑤ 新聞を活用した授業の推進

学習指導要領では新聞を授業の教材として活用することが位置づけられ、国において環境整備が推進されています。そこで、自らの考えをまとめられる力を育成するため、学校に新聞を配備し、授業での活用を促進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
31	新聞の配備	小学校に 2 紙以上、中学校に 3 紙以上（第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」[注]）の新聞を配備し、授業での活用を促進する。（令和 8 年度～）	継続

施策 1-(2)-② 英語教育

（取り組みの方向性）

① 小中一貫した英語活動・英語教育の推進

小学校 1 年生～中学校 3 年生の 9 年間を見通して実践的な英語コミュニケーションを養うためには、小中一貫したカリキュラムの作成が重要です。そこで、市川市独自のカリキュラムにより、小中一貫の英語活動・英語教育を行います。また、「教育課程柔軟化サキドリ研究校」注の指定を受けた小中学校の取り組みを生かし、小中一貫の英語活動・英語教育を進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
32	「（仮称）言語探究科」による小中一貫の英語活動・英語教育	教育課程特例校制度注を活用し、「（仮称）言語探究科」により、小中一貫したカリキュラムによる英語活動・英語教育を実施する。	令和 9 年度～
33	「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の取り組みの周知	「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の指定を受け、小中一貫の英語活動・英語教育を実施している東国分中・曽谷小の取り組みを周知する。（令和 8 年度～）	継続
34	市川市版 CAN-DO リスト注の策定・活用	小学 1 年生～中学 3 年生の 9 年間を見通した児童生徒につけたい力を明確に提示するため、小中一貫した市川市版 CAN-DO リストを策定し、活用する。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

② オリジナルテキストの検討・作成

市川市独自のカリキュラムによる英語活動・英語教育の実施には、授業を効果的に進める教材が必要です。そこで、児童生徒が体系的に知識を習得し、理解を深められるオリジナルテキストを作成します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
35	オリジナルテキストの作成・活用（小 1・2）	小学 1・2 年生については、新たに実施する英語活動の授業内容に応じた教材を作成し、活用する。（令和 8 年度～）	継続
36	オリジナルテキストの検討（小 3～中 3）	小学 3 年生～中学 3 年生については、授業内容に応じ、ICT を基本とした教材の必要性を検討する。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

③ 就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供

グローバル化が進展する中で子どもの将来の可能性を広げるためには、国際共通語である英語に慣れ親しみ、英語の能力の向上を図ることが重要です。そこで、コミュニケーションの素地となる資質・能力を育成するため、小学校段階から「聞くこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」を中心とした言語活動を通して生きた英語の音声に触れる機会を提供します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
37	ALT[注]全校配置（小学校）	市立学校全校に ALT を 1 名配置し、その活用計画を作成して実行する。（令和 8 年度～）	継続
38	英語専科教員[注]の配置充実	義務教育学校および小中一貫型小学校・中学校から優先的に、小学校の英語専科教員の配置を充実させる。（令和 8 年度～）	継続
39	小学 1・2 年生の英語授業の実施	小学 1・2 年生について、新たに年間 10 回程度（月 1 回換算）、「聞く」「話す」を中心とした英語に慣れ親しむことができる授業を実施する。（令和 8 年度～）	継続
40	ALT の授業参加（小学 3～6 年生）	小学 3～6 年生の授業には、ALT が週 1 回程度参加し、生きた英語に触れる授業を実施する。（令和 8 年度～）	継続
41	「全校英語 DAY」の実施（小学校）	小学校において、年 1 回、多数の ALT が参加する「全校英語 DAY」を実施する。【令和 9 年度から全校実施】（令和 8 年度～）	継続
42	こどもとしょかんや幼児教育施設等での英語図書の読み聞かせ	市内各図書館および幼稚園・保育所・小学校等で、英語圏出身者による英語図書の読み聞かせ等を実施する。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

④ 中学校における英語教育の充実

中学校において、小学校での学びを更に深化させるためには、生きた英語に触れる機会を拡充させることが重要です。そこで、豊富なコミュニケーション活動を取り入れた授業を行い、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」・「書くこと」の言語活動を行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
43	ALT 活用の促進（中学校）	週 1 回の ALT 参加授業を週 1．5 回程度とし、その活用計画を作成するとともに、ALT が参加した際の授業の実施方法を教育委員会から各学校に提示し、活用を促進する。（令和 8 年度～）	継続
44	「全校英語 DAY」の実施（中学校）	中学校において、年 1 回、多数の ALT が参加する「全校英語 DAY」を実施する。【令和 9 年度から全校実施】（令和 8 年度～）	継続
45	英字新聞の配備	英語教育の充実の観点から、市立中学校の学校図書館に英字新聞を配備する。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

⑤ 中学生に英語外部検定試験の受験を支援

英語の学力向上につながる指導を行うためには、学校と教育委員会が生徒の英語の能力を正確に把握するとともに、生徒の英語学習のモチベーションを維持・向上させる取り組みが重要です。そこで、外部検定試験の受験料を補助することで、受験を促します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
46	外部検定試験の受験料補助	中学 3 年生に対し、年に 1 度外部検定試験（英検、G-TEC[注]など）の受験料を補助（英検 3 級受験料相当）する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

⑥ 英語による発表機会の充実

グローバル人材を育成するためには、英語の能力を高めるとともに、自己表現力やプレゼンテーションスキルを高める必要があります。そこで、英語による発表機会の充実を図り、学んだ知識や経験をアウトプットする場面を設けます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
47	英語スピーチコンテストの実施	小学 6 年生を対象に英語のスピーチコンテストを実施する。	令和 9 年度～
48	英語プレゼン大会の実施	中学生を対象に英語のプレゼン大会を実施する。	令和 9 年度～

施策 1-(2)-3 市立高等学校の創設

（取り組みの方向性）

① 市立高等学校創設に向けた検討

少子化の中で子ども一人ひとりに寄り添い、個性や可能性を伸ばすためには、新たな目標や選択肢を創出する取り組みを進める必要があります。そこで、魅力や特色ある市立高等学校の設置に向けた調査・研究を進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
49	市立高等学校の設置検討	市立高等学校設置に向けて、市立高等学校の在り方や設置の進め方について、様々な人的・物的資源の有効活用を図ることを含めた検討を行う。	令和９年度～

施策 1-(3)-① より主体的に社会参画に関わる教育

（取り組みの方向性）

① キャリア教育[注]、主権者教育の推進

すべての子どもが資質・能力を活かして、社会の創り手として活躍するためには、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を育成するとともに、当事者意識を持って主体的に社会参画する態度を育成することが重要です。そこで、社会や職業にかかわる体験的な学習活動や社会課題の解決に向けた協働的な学習活動の充実を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
50	職場体験・職業講話の実施・充実	中学校において、地域学校協働活動推進員[注]を通じて、地域の事業所などにおける職場体験や地域人材による職業講話を実施する。また、学校の負担軽減を図るため、地域の事業者や地域人材活用の仕組み等について、学校間での情報共有を行う。	令和９年度～
51	職場体験・職業講話への市役所の業務や職員の提供	職場体験を市役所内で実施することや、職業講話に市役所職員を派遣するための仕組みを構築する。	令和９年度～
52	小学校での社会や職業に関わる体験的な学習活動の実施	小学校生活科などにおいて、学校図書館や学校事務室等を活用し、社会や職業に関わる体験的な学習活動を実施する。	令和９年度～
53	児童議会の充実	タウンミーティング[注]として行われている児童議会を小学校における主権者教育[注]として位置づけ、学校全体の取り組みとして充実させる。	令和９年度～

施策 1-(3)-② 社会教育、リカレント教育[注]

（取り組みの方向性）

① 社会教育人材の育成

地域のつながりの希薄化や担い手不足を解消し、地域コミュニティを活性化するためには、持続的な地域コミュニティの基盤形成の重要な役割を担う社会教育人材を育成することが重要です。そこで、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための取り組みを進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
54	社会教育主事[注]講習の受講促進	市職員を対象に、社会教育主事講習の受講を促進する。（令和 8 年度～）	継続
55	青少年指導者育成講座の実施	高校卒業後の若年層を対象に、地域で活躍する青少年指導者を育成する講座を実施する。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

② 社会教育士[注]と社会教育主事の連携強化

地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動を推進するためには、社会教育人材の質の向上に向けた連携強化と活躍の場の拡大などを図ることが重要です。そこで、社会教育人材の活躍を促進するための、多様な分野において活躍する社会教育人材のネットワーク構築を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
56	社会教育人材のネットワーク構築	社会教育人材同士の情報共有の仕組みを検討した上で、そのネットワークの活用を周知し、社会教育活動に携わる地域人材に参加を呼びかける。	令和 9 年度～
57	社会教育士との連携方策	社会教育士・社会教育主事の養成の在り方が見直されることを踏まえ、教育行政を進める上で、新たな社会教育士との連携方策を検討する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

③ 公民館機能の充実

すべての人が学習や地域活動を通じて、豊かな人生を送るためには、多様な学びと活動の場を提供していくことが重要です。そこで、公民館において興味やニーズに応じた学習や文化活動を行うことができる機会を提供します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
58	魅力的な講座による利用促進	地域住民の興味や社会のニーズ、リカレント教育など魅力的な講座を開催することにより、より多くの地域住民が公民館を利用することを促進する。（令和 8 年度～）	継続
59	多世代の利用促進	フリースペースを設置することなどにより、子どもをはじめとする多世代が公民館を利用することを促進する。（令和 8 年度～）	継続

施策 1-(3)-3 文化財の保存・活用

（取り組みの方向性）

① 地域との連携・協働による史跡[注]の整備と文化財の調査・研究

市内に有する歴史的・文化的資産を適切に保存し、次世代へ継承することは、市民が郷土に魅力を感じることにつながります。そこで、史跡の整備および文化財の調査・研究を進め、地域との連携・協働による保存・活用を推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
60	下総国分寺跡附北下瓦窯跡の整備	「国指定史跡[注]　下総国分寺跡附北下瓦窯跡 整備基本計画」に基づき「まなぶ」「いかす」「うけつぐ」を基本方針として史跡の整備を進める。	継続
61	下総国分寺跡附北下瓦窯跡の活用	地域住民や関連団体などで構成する協議会を設置し、持続可能な史跡の保存と活用の実現に向けた取り組みを進める。	継続
62	曽谷貝塚整備計画の策定	「国指定史跡　曽谷貝塚 保存活用計画」に基づき、レーダー探査や発掘調査を進めた後に、整備基本計画を策定する。	継続
63	下総国府に関する文化財調査・研究	下総国府の全容を解明するため、国府台スタジアム周辺の埋蔵文化財調査を進める。	継続
64	文化財調査・研究	市内に残る指定・登録がされていない文化財の現況を把握し、新たな指定等を行う。 また、指定・登録文化財を紹介した書籍「時の記憶」の改訂を行う。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

② 博物館の老朽化対策

市川市内に残された、貴重な歴史・自然資料を、収集・保管するとともに、調査研究を進め、教育活動等に活用するためには、博物館の役割が重要です。一方で市立の各博物館は老朽化が進んでおり、施設の更新が求められています。そこで、適切な施設の修繕を行うとともに、今後の博物館の在り方について整理・検討を行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
65	博物館施設の改修	施設の老朽化が進む市立の各博物館について、必要な修繕を行う。また、将来的な建て替えを見据え、学識経験者や地域の代表などで構成する検討会を設置し、博物館の今後の在り方を整理・検討する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

③ 市民や児童生徒が市内の文化資源に触れ、学ぶ機会の創出

市民や児童生徒が郷土へ誇りと愛着を持つためには、市内の文化資源が持つ価値を理解することが必要です。そこで、市民や児童生徒に市内の文化資源に触れ、学ぶ機会を創出します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
66	地域ぐるみでの曽谷貝塚の活用	曽谷縄文まつり[注]など、史跡を活用した地域のイベント等を支援し、実施をサポートするとともに、史跡に関する情報発信を行い、地域ぐるみで継続的な史跡の保存と活用に向けた取り組みを進める。	継続
67	全国国府サミット[注]のレガシーの継承	全国国府サミットにあわせて作成した VR 動画の活用展開や、資料展示、主要調査箇所の説明板設置等を通じて、下総国府の歴史的重要性を周知する。	継続
68	下総国府に関するVR[注]ゴーグルの学校活用	下総国府に関する VR ゴーグルを学校に貸し出し、授業で活用する。（令和 8 年度～）	継続
69	市内の文化資源を活用した授業の推進	市内の文化資源・伝承などの活用やゆかりの著名人などに触れる授業を推進する。	継続
70	文化部活動の地域展開	ロードマップに沿って文化部活動の休日の地域展開を順次拡大することにより、中学生が地域の文化に親しむ市民とともに活動できる環境を整える。（令和 8 年度～）	継続

施策 2-(1)-1

包摂的な学び

（取り組みの方向性）

① 包摂的な学びの提供

多様性を包摂する学校教育を実現するためには、多様な個性や特性を持つ子どもがともに学ぶ機会を提供することが重要です。そこで、個々のニーズに応じた支援を行うなど、特別な支援や日本語指導等が必要な子どもたちも含めたすべての子どもが学ぶことができる支援体制や教育活動の充実を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
71	学校全体で特別支援教育に取り組むための「市川市特別支援教育推進計画[注]（第 4 期）」の策定	第 3 期に引き続き、すべての子どもたちの様々な個性と可能性を生かせるよう、学校全体で特別支援教育に取り組むため、「市川市特別支援教育推進計画」の第 4 期を策定し、適切な指導・支援を行う。	令和 9 年度～
72	通常学級と特別支援学級の交流・共同学習の推進	特別支援学級に在籍する児童が通常学級の授業や学校行事等に参加する交流および共同学習を推進する。	継続
73	「市川スマイルプラン」[注]を活用した通常学級を含めた切れ目のない学びの推進	通常学級においても、個のニーズに応じた幼保・小・中の切れ目ない学びを実現するため、「市川スマイルプラン」（個別の教育支援計画）の活用を促進するとともに、学校が作成等をする際に支援する教育ソフトの導入の検討を進める。	継続
74	「校内教育支援センター」[注]の機能充実	「校内教育支援センター」の小学校を含む全校設置を継続し、「児童生徒の居場所」としての機能を十分に果たせるように運営する。また、みらいサポーター[注]による支援の充実を図るため、適切な指導・助言を行う。	継続
75	学校図書館と校内教育支援センターの連携	学校図書館と校内教育支援センターの連携により、不登校児童生徒の支援を行う。	令和 9 年度～
76	校内教育支援センターに通う児童生徒に対する学習評価	校内教育支援センターに通う児童生徒の学習評価を担任や教科担当が適切に行うことができるよう、「校内教育支援センター 活用手引き」へ評価方法等を記載する。	令和 9 年度～

77	校内外の教育支援センターに通う児童生徒に対する特別な教育課程編成への対応検討	次期学習指導要領の審議において、校内外の教育支援センター等に通う不登校児童生徒を対象とした特別な教育課程編成の制度の新設が挙げられており、その対応に向けた検討を進める。	令和 9 年度～
78	就学前日本語指導教室の充実	小中学校編入前の外国籍児童生徒に、日本語および学校生活に必要な日本の生活習慣指導を行う就学前日本語指導教室を充実させる。	継続

施策 2-(1)-② 特別支援教育

（取り組みの方向性）

① 特別なニーズに応じた学びの提供

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個性を伸ばし、持てる力を最大限に高めるためには、生活や学習上の困難を克服し、適切な指導および支援を行うことが重要です。そこで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の提供を行います。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
79	特別支援学級の設置促進	小中学校および義務教育学校において、ニーズがあるすべての学校に特別支援学級の設置を促進する。	継続
80	特別支援学校の環境整備	須和田の丘支援学校の児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校の増設までの間の教室の確保やバスの配置を進める。	継続
81	特別支援学校の増設	須和田の丘支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足を解消し、教育環境を充実すべく、特別支援学校を増設できるよう、和洋学園国分校舎を取得し、必要な改修を進める。（令和 8～10 年度）	継続

施策 2-(1)-③ 外国籍児童生徒等への支援

（取り組みの方向性）

① 日本語指導や通訳の充実

外国籍児童生徒等が支障なく学校生活を送り、授業を理解する上で必要な日本語能力を身に付けられるよう、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うことが重要です。そこで、日本語の習得状況や生活への適応能力に配慮した指導を行うなど、日本語指導の充実を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
82	通訳や日本語指導講師の派遣増加や増員	小中学校等に対し、通訳や日本語指導講師を学校等からの要請に応じて派遣する回数を増加させ、通訳や日本語指導講師の増員を検討する。	継続
83	翻訳機の増設	外国籍児童生徒等と日常的なコミュニケーションを適切にとれるよう翻訳機を増設する。	継続

施策 2-(2)-1 不登校児童生徒への支援

（取り組みの方向性）

① 不登校の子に学びの場等を提供

不登校児童生徒の学びを保障するためには、将来を見据えた必要な支援や個々の実態に即した望ましい教育環境を整えることが重要です。そこで、児童生徒、保護者のニーズに応じ、校外教育支援センター[注]の分室を設置するとともに、学習評価に基づく計画的な指導を行います。また、校内における学びの場の充実を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
84	「ふれんど南行徳」の設置	市内 2 か所目の校外教育支援センターとして「ふれんど南行徳」を設置し、南行徳公民館や「ふれんど市川」と連携した運営を進める。（令和 8 年度～）	継続
85	教育支援センターの在り方の検討	市内 2 カ所目の校外教育支援センターの設置を踏まえ、センターとしての運営方針、学校や保護者・センター間の連携方策、特別な教育課程の編成、対象学年、設置場所など教育支援センターの在り方について検討を進める。	令和 9 年度～

施策 2-(2)-② 安心して学べる教育環境の提供

（取り組みの方向性）

① いじめ防止の徹底

児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むためには、いじめのない社会・学校づくりが重要です。そこで、いじめを未然に防止するとともに早期発見・早期対応できる取り組みを推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
86	「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの推進	各学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応などの取り組みを推進する。	継続
87	いじめ認知件数の適正な把握	各学校の認知件数について、報告すべき事案を整理し、各学校に明示することで適正に把握し、迅速な対応ができるようにする。	令和９年度～

（取り組みの方向性）

② 相談体制の充実

児童生徒の不登校や問題行動等を未然防止するためには、児童生徒の危機のサインを待つだけでなく、教職員が積極的に危機のサインに気づこうとする姿勢が重要です。そこで、児童生徒の心理的不安や悩みを早期発見できる体制を整えます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
88	早期発見・相談につなげる学校支援	学校生活アンケートや「SOS の出し方教育」[注]等により児童生徒のいじめや悩みごとを早期発見し、相談につなげることのできる学校体制づくりの支援を行う。	継続
89	ICT を活用した心の観察	ICT を活用し、児童生徒の心情を収集するソフトウェアにより、データに基づく SOS の早期発見に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組む。	令和９年度～
90	ライフカウンセラーによる相談の実施	市内公立中学校にカウンセラーを配置し、児童生徒の精神的な悩みに対し、適切な対応を行う。	継続

施策 2-(3)-1 多様なニーズに応じた居場所づくり

（取り組みの方向性）

① 放課後活動の充実・朝の居場所の確保

放課後などにも子どもに豊かな時間と安全・安心な居場所を提供するためには、子どもが小学校の敷地内で支障なく過ごすことができる環境を整えることが重要です。そこで、家庭の状況を問わず、すべての子どもが放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境を整えるとともに、朝の時間帯の居場所づくりを推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
91	放課後保育クラブ[注]・放課後子ども教室[注]の連携促進および体験プログラムの充実	放課後保育クラブを利用する児童も放課後子ども教室に参加することで、家庭環境を問わず、すべての子どもの放課後活動を充実させるよう、校内交流型および連携型を促進する。 そのため、放課後子ども教室において、地域人材や企業などと連携した体験プログラムを推進する。（令和 8 年度～）	継続
92	放課後における特色ある学習･体験環境の提供	放課後保育クラブ・放課後子ども教室においても、教育委員会が進める施策を踏まえた特色ある学習・体験ができる環境を提供する。	令和 9 年度～
93	委託先のあり方（日本版 DBS[注]対応を含む）の検討	放課後保育クラブについて、長期継続契約[注]が切れる令和 9 年度以降の委託先のあり方（日本版 DBS 対応を含む）を検討し、方向性を決める。（令和 7～8 年度）	継続
94	夏休み限定の放課後保育クラブの設置	共働き世帯の増加に伴い、放課後保育クラブの利用希望も増加傾向にあることから、利用ニーズの多い夏休みに限定した放課後保育クラブの設置の検討を行う。（令和 8 年度～）	継続
95	朝の居場所づくり	小学校の始業前に、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所をつくる。（令和 8 年度～）	継続

（取り組みの方向性）

② 市川市少年自然の家[注]における自然体験活動の充実

自己肯定感や協調性などを向上させるためには、新型コロナウイルスの影響などにより減少した様々な体験活動の機会を充実させることが重要です。そこで、充実した自然体験活動を児童生徒等に提供するため、その拠点である市川市少年自然の家の活用を促進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
96	市川市少年自然の家の今後のあり方	市川市少年自然の家の今後のあり方について、外部意見を取り入れながら整理・検討し、方向性を示す。（令和 7～9 年度）	継続
97	教員出身者の配置	市川市少年自然の家に教員出身者を配置し、宿泊体験希望校との調整や市川市少年自然の家利用者向け体験プログラムの企画力向上を図る。（令和 8 年度～）	継続
98	宿泊体験の希望校の受入れ	宿泊体験のモデルプラン作成や利用手続きの簡素化など、市立小学校が市川市少年自然の家を利用しやすい環境を整え、小学 5 年生等を対象とした宿泊体験の希望校の受入れを進める。（令和 8 年度～）	継続

施策 2-(3)-② 家庭の状況によらない学びの機会の確保

（取り組みの方向性）

① 保護者等に対する支援の充実

学校教育の機会均等を確保するためには、保護者の経済的な負担軽減を図るなど、家庭への支援が重要です。そこで、教材等の公費負担を進めるとともに、市内統一の相談窓口を設置します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
99	学校教材費等徴収金の事務移行	学校教材費等の徴収金に係る事務について、教育委員会へ事務移行し、保護者の利便性が向上するよう、令和 8 年度中に事業委託のモデル事業を実施する。また、全校実施に向けてモデル事業の効果・検証を行うなどの準備を進め、併せて学校の負担軽減も図る。（令和 8 年度～）	継続
100	教材の公費負担	保護者等負担で毎年購入していた教材等の一部を学校備品として整備を進める。	令和 9 年度～
101	中学校制服の標準化等の検討	市内中学校等の制服の標準化やレンタル制の導入も含め、学校と導入時期や必要性を検討する。	令和 9 年度～
102	「（仮称）市川市学校相談窓口」の設置	市内統一した保護者への窓口として「（仮称）市川市学校相談窓口」を設置し、保護者の利便性の向上を図るとともに、市立学校に対する各種相談内容を整理することにより、学校での対応を支援する。	令和 9 年度～

施策 3-(1)-1

探究的な学び注、主体的・対話的で深い学び注

（取り組みの方向性）

① 小中一貫した教科「（仮称）言語探究科」の新設

多様な子どもたちの主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや「総合」を架け橋として、言語能力などを育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
103	「（仮称）言語探究科」の新設	「総合」を架け橋とした「（仮称）言語探究科（総合・国語・英語）」を新設し、国語や英語などの言語を用いて、思いや考えを伝え合う児童生徒や、多様な他者と協働しながら、自ら思考・判断し、挑戦する児童生徒の育成を目指す。（令和 8 年度～）	継続

施策 3-(1)-2

個別最適な学び注・協働的な学び注

（取り組みの方向性）

① ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

未来の社会を見据えて、児童生徒の可能性を引き出すに当たっては、個々の特性や学習進度などに応じた指導や一人ひとりの興味・関心等に応じた学びと、多様な人たちと協働することで生み出されるより良い学びを一体的に充実することが必要です。そこで、ICT を活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実するとともに、児童生徒に対する ICT 活用に関する指導方法の充実を進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
104	ICT の活用推進による学びの充実	タブレット端末や大型提示装置の活用を促進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実するとともに、児童生徒に対する ICT 活用に関する指導方法の充実を進める。	継続

施策 3-(2)-1

幼保小の連携・幼児教育

（取り組みの方向性）

① 幼児教育と学校教育をつなぐ連携や支援の強化

すべての子どもの学びや生活の基盤を育むためには、幼児期の遊びを通した学びを踏まえて、小学校での教育を展開していくことが重要です。そこで、発達の段階を踏まえた連続性・一貫性のある接続期の教育の充実を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
105	「架け橋プログラム[注]」の推進	小学校および幼児教育施設の管理職等を対象とした「架け橋プログラム研修会」を実施することにより、「架け橋プログラム」の周知と実践を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	継続
106	「架け橋期のカリキュラム[注]」の実施・検証、改善・発展サイクルの定着	各小学校・園が策定した「架け橋期のカリキュラム」を実施・検証し、改善・発展サイクルの定着に向けて、持続的・発展的な取り組みとするための幼保小の連携体制の構築を進める。（令和8年度～）	継続

（取り組みの方向性）

② 「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備

地域や社会で子どもの切れ目ない学びや育ちを支える体制を整えるためには、「幼保・小・中」がお互いの取り組み等を理解し、連携することが重要です。そこで、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となる学校運営協議会[注]に、他の学校種の関係者が参画する体制を構築します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
107	市立幼稚園学校運営協議会への小学校関係者の参画	市立幼稚園の学校運営協議会に小学校の関係者の参画を進めることにより、市立幼稚園と小学校との連携・協働を促進する。	継続
108	小学校学校運営協議会への幼児教育施設関係者の参画	小学校の学校運営協議会において、幼児教育施設の関係者の参画を推進する。（令和8年度～）	継続

施策 3-(2)-2

小中一貫教育

（取り組みの方向性）

① 中学校ブロック全体の学校運営の改善を図る体制整備と地域学校協働活動の充実

社会全体で児童生徒の健やかな成長を切れ目なく支えるためには、小中学校の教育目標やビジョンを地域と共有できる組織的な仕組みが重要です。そこで、中学校ブロック全体で共通の教育目標等を設定・共有して学校運営の改善を図る組織を設定します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
109	「中学校ブロック学校運営協議会」の設置	中学校ブロックで一つの学校運営協議会（「中学校ブロック学校運営協議会」）を設置し、幼児教育施設・小学校・中学校の関係者が学校運営に参画し、連携する体制を構築する。これにより、中学校ブロックを単位として、義務教育 9 年間を通した学びや育ちの目標を学校と地域で共有するとともに、学校運営の改善を図るサイクルを回す。（令和 8～9 年度）	継続
110	「拡大学校運営協議会」の開催	中学校ブロックを単位として、各学校・園の学校運営協議会委員のほか、保護者・地域住民・教員・児童生徒なども広く参加する「拡大学校運営協議会」を開催する。（令和 8 年度～）	継続
111	地域学校協働活動推進員による学校種に応じた取り組みの推進	校種に応じた活動の充実を図るため、小中学校の地域学校協働活動推進員の複数配置を進めるとともに、授業に地域住民が関わる取り組みや児童生徒が地域行事に参加する取り組みを進める。	継続

（取り組みの方向性）

② 小中一貫型小学校・中学校[注]や義務教育学校[注]への移行に向けた取り組み

小中一貫教育は、小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校に移行することにより、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うことができるようになります。そこで、それらの制度の移行に向けて、「中学校ブロック学校運営協議会」での取り組みを推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
112	小中一貫型小学校・中学校への移行に向けた機運醸成	「中学校ブロック学校運営協議会」において、中学校ブロック全体で共通の教育目標等を設定・共有し、学校運営の改善を図るサイクルを回すことにより、施設分離型の小中一貫型小学校・中学校への移行に向けた機運を醸成する。（令和8年度～）	継続
113	義務教育学校の移行に向けた合意形成	施設分離型の小中一貫型小学校・中学校に設置した「中学校ブロック学校運営協議会」では、義務教育学校への移行に向けた合意形成を図るための議論を開始する。（令和8年度～）	継続
114	特認校制度[注]の導入	義務教育学校への移行が難しい学校に対して、通学区域の制限を緩め、一定の条件を満たせば市内のどこからでも希望により入学・転学を認める特認校制度を令和9年度後期に導入することを目指す。（令和8年度～）	継続

施策 3-(3)-1

学校環境整備・老朽化対策

（取り組みの方向性）

① 学校施設の再整備

子どもたちの安全確保とともに良好な教育環境を保つためには、学校施設の老朽化対策を進め、時代に即した教育環境を整備することが重要です。そこで、学校施設の建て替えを計画的に進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
115	宮田小の建て替え	宮田小学校について、令和 11 年度の供用開始に向けた建て替えを進める。	継続
116	早期建て替え校の建て替え	学校環境基本計画注に基づき、早期建て替え校（第一中、市川小、第二中、八幡小）の建て替えを進める。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

② 快適な教育環境の確保

児童生徒が快適な教育環境で学校生活を送るとともに、市民が災害時に避難所として安全・安心に過ごすためには、学校施設の環境を整えることが重要です。そこで、教室のエアコンの設置やトイレの洋式化を進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
117	小中学校エアコンの整備	普通教室および特別教室のエアコンの老朽化に伴う更新を進めるとともに、未整備の特別教室についてエアコンの整備を行う。（令和 7～10 年度）	継続
118	体育館エアコンの整備	小中学校の体育館に停電時自立運転型のエアコンの設置を進め、未設置 35 校の設置を完了する。（令和 7～8 年度）	継続
119	学校トイレの洋式化	学校トイレ洋式化の整備を加速し、令和 10 年度の完了を目指す。（令和 8～10 年度）	継続

（取り組みの方向性）

③ ICT 環境の整備

教育の質を向上し、情報活用能力の向上と主体的・対話的で深い学びの充実を図るためには、児童生徒の学習基盤となる ICT 環境を整えることが重要です。そこで、児童生徒の学びの充実のため、タブレット端末の更新やネットワークの整備をはじめとする ICT 環境を整えるとともに、教職員の業務の効率化を図ります。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
120	Wi-Fi の整備	特別教室における Wi-Fi 環境を整備する。（中学校は令和 8 年度末、小学校は令和 9 年度末に完了）（令和 7～9 年度）	継続
121	タブレット端末の更新	各学校におけるタブレット端末を更新する。（令和 7～8 年度）	継続
122	校務系・学習系ネットワーク[注]の整備	校務系・学習系ネットワークを整備するとともに、教職員の業務の効率化を図る。（令和 7～9 年度）	継続
123	ICT 支援員[注]の派遣	ICT 支援員の学校への派遣回数を増加させる。（令和 8 年度～）	継続
124	体育館 Wi-Fi の整備	体育館における Wi-Fi 環境を整備するため、可搬型ルーターを設置する。	令和 9 年度
125	電子黒板の整備	各学校へ電子黒板を設置する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

④ 学校防犯対策の充実

昨今の学校への不審者侵入事件の発生を踏まえ、学校における児童生徒等の安全を確保することが重要です。そこで、学校施設において、安全・安心な環境を確保するため、学校への侵入防止対策を講じます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
126	小学校、義務教育学校への電気錠の整備	小学校、義務教育学校へ電気錠の導入を進め、未設置校 34 校の整備を完了する。（ただし、宮田小学校は建て替えの際に整備する。）（令和 7～8 年度）	継続
127	中学校への防犯カメラの整備	中学校へ防犯カメラの導入を進め、未設置校 15 校の整備を完了する。	令和 9 年度

施策 3-(3)-2

子どもたちと向き合う時間の確保と働き方改革

（取り組みの方向性）

① 教職員の就労環境の改善と業務の効率化の推進

教師が子どもと向き合う時間を十分に確保し、質の高い教育活動を行うためには、学校や教師が担っている業務の分担の見直しや適正化を進めることが重要です。そこで、教職員の業務改善等につながる取り組みを推進します。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
128	「業務量管理・健康確保措置実施計画[注]」の推進	「市川市立学校園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、地域との協働による業務の見直し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、休憩時間の確保など、教師の働き方改革を推進する。（令和 8 年度～）	継続
129	自動採点システム[注]の導入の推進	中学校に自動採点システムの導入を推進する。	令和 9 年度～

（取り組みの方向性）

② 学校と保護者・地域とのより良い関係の構築

保護者や地域住民等は児童生徒の成長を支えるパートナーであり、良好な関係を築き、連携・協働していくことが重要である一方、過剰な苦情や不当な要求などにも対応が必要です。そこで、いわゆる「カスタマーハラスメント」防止措置の義務化を踏まえ、学校と保護者・地域とのより良い関係を構築するための取り組みを進めます。

（具体的な取り組み）

No	名称	内容	取組期間
130	保護者や地域住民等からの許容範囲を超えた言動への対応方針の明示	いわゆる「カスタマーハラスメント」防止措置の義務化を踏まえ、学校における「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に関する方針を示し、周知を図る。（令和 8 年度～）	継続

資料編

用語解説

【あ行】

アクセシブルな書籍	紙の本のままでは読めない・読みづらい方にも読めるよう配慮した本の形態。バリアフリー本。
市川市学校環境基本計画	学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的にかつ総合的に推進するため、学校施設やそれに関する諸条件のあるべき姿を定めたも計画。
市川市少年自然の家	市川市大町にある健全な少年の育成を図ることをねらいとする施設。また、市民の生活に潤いと活力を与えられるような総合体験ステーション。
市川市特別支援教育推進計画	特別支援教育の理念の基で、市川市内の幼稚園を含むすべての学校における特別支援教育に係る取組の方針を定めた具体的な計画。
市川スマイルプラン	市川市で作成する「個別の教育支援計画」。「個別の教育支援計画」とは、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない一貫した教育的支援を引き継いでいくための教育支援計画。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
英語専科教員	小学校において一定の英語力を持ち、専門的に英語の授業を担当する教員。
絵本専門士	絵本に関する高度な知識や読み聞かせの技能、そして豊かな感性を備えた専門家として、国立青少年教育振興機構の絵本専門士委員会により認定を受けた者。

【か行】

学習系ネットワーク	児童生徒や教職員が授業等でソフトウェアサービスや Web サイトなどを利用するためのネットワーク。
架け橋期のカリキュラム	5 歳児から小学 1 年生において、幼児教育と小学校教育の接続をスムーズにするため、幼児教育施設と小学校が協働して一体的に作成・実践するカリキュラムのこと。
架け橋プログラム	子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の 5 歳児から小学 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指す取り組みのこと。
学校運営協議会	地域住民や保護者が学校運営に参画し、校長や教育委員会と協力して特色ある学校づくりを進めるための機関。

学校司書	小・中・高等学校などの学校図書館において、蔵書の管理・運営から児童生徒の読書活動や学習活動の支援までを専門的に担う職員。
義務教育学校	小学校（前期課程）から中学校（後期課程）までの義務教育 9 年間を一貫して行う学校。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
教育課程柔軟化サキドリ研究校	次期学習指導要領に向け、柔軟な教育課程編成を促進するための「調整授業時数制度」の先取りとして、教育課程を編成・実施し研究開発を行うことができる、文部科学省から指定を受けた学校。
教育課程特例校制度	文部科学大臣が指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。
協働的な学び	子ども同士や教職員、地域の人々といった多様な他者と対話し、協力しながら課題を解決し、互いの考えを広げ深めていく学習。
業務量管理・健康確保措置実施計画	教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の教育および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めた計画。
国指定史跡	文化財保護法に基づき、日本の歴史上または学術上価値の高い遺跡（古墳、城跡、都城跡、旧宅など）として文部科学大臣が指定したもの。
校外教育支援センター	不登校や学校生活に不安のある児童生徒が、学習を進めたり、集団生活を学んだりするための、学校以外の公的な支援施設。
校内教育支援センター	学校生活で何らかの困難さや困り感を感じ、教室に入りづらい、不登校の兆候が見られる、また一時的に気持ちを落ち着かせたい等の状態にある児童生徒が利用できる部屋。
校務系ネットワーク	教職員が校務支援システムなどを利用するためのネットワーク。
個別最適な学び	児童生徒一人一人の学習進度、理解度、興味・関心に応じて、指導方法や学習内容、ペースなどを最適化した学習。また、子ども自身の興味・関心、進路等に応じ、学習活動や学習課題へ探究的に取り組む学習。

【さ行】

史跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの。
自動採点システム	紙やデジタルで提出されたテスト答案をスキャナーや AI で読み取り、正誤判定・得点計算・成績集計を自動化・効率化するツール。
社会教育士	学びを通じて人づくり・つながりづくり・地域づくりを支える専門人材の称号。

社会教育主事	社会教育法に基づき、教育委員会の事務局に置かれ、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う専門的職員。
主権者教育	社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付ける教育。
主体的・対話的で深い学び	学習者である子ども一人ひとりが学習の主体となり、他者との対話や協働を通じて、知識・技能を活用しながら思考を深めていく学び。
小中一貫型小学校・中学校	既存の小中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育を行う学校。
縄文祭り	国指定史跡「曽谷貝塚」で毎年秋に開催されている祭り。
新体力テスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施している調査。
全国国府サミット	古代律令制度下に「国府」が置かれた自治体が一堂に会し、国府所在地としての歴史や文化、まちの魅力を伝えるイベント。第 6 回全国国府サミット in 市川は、令和 7 年 10 月 18 日に開催。

【た行】

第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画	公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした計画。
タウンミーティング	市長が、市民から生活に密着した現場の声を直接聞く機会として開催するもの。
探究的な学び	児童生徒自身が自ら問いを立て、情報収集や分析、意見交換を繰り返しながら課題の解決に向かう学び。
地域学校協働活動推進員	教育委員会が委嘱する学校と地域を結ぶコーディネーター。
長期継続契約	地方自治体が単年度予算主義の例外として、翌年度以降にわたって複数年の契約を結ぶ制度。
電子図書館	図書館が所蔵している本や映像などのメディアを、インターネットを介して利用できるサービス。
読書バリアフリー	障がいの有無に関わらず、全ての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けた読書環境を整備すること。
特認校制度	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市川市内のどこからでも就学を認める制度。
図書館司書	公共図書館等で図書館資料の選択、発注および受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、レファレンス、読書案内などを行う専門的職員。

【な行】

日本版 DBS	教育・保育等を提供する事業者に対し、児童対象性暴力を防ぐための安全確保措置や、対象となる従事者の特定犯罪前科の確認などを求める制度。
認定絵本士	絵本に関する幅広い知識や技能等を学び、国立青少年教育振興機構の絵本専門士委員会により認定を受けた者。

【は行】

放課後子ども教室	市立小学校の空き教室等を使用して、放課後等に子どもたちへ安全安心な居場所を提供するとともに、工作や外遊び、体験活動等、様々な活動を実施する事業。
放課後保育クラブ	放課後等に、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、遊びおよび生活の場を提供し、健全育成を図る事業。

【ま行】

みらいサポーター	校内教育支援センターで、学校に行きづらさを感じている子どもや、個別に配慮を要する子どもの支援を行う支援員。

【ら行】

リカレント教育	学校教育を終えて社会に出た後も、必要なタイミングで教育機関や講座に戻り、仕事や人生に活かすための知識・スキルを学び直す「循環（リカーレント）型の学習」のこと。

（アルファベット）

ALT	「Assistant Language Teacher」の略（外国語指導助手）。日本の学校の英語などの授業で、日本人教師を補助する外国人スタッフのこと。
CAN-DO リスト	学習者や利用者が「外国語を使ってどのようなことができるか」を「～できる」という形式で具体的に示した到達目標リスト。
G-TEC	「Global Test of English Communication」の略。英語 4 技能（聞く・読む・話す・書く）をスコアで測る検定試験。
ICT 支援員	ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うことができるよう、教員の ICT 活用をサポートする人材のこと。
SOS の出し方教育	困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育。
VR	「Virtual Reality」の略（仮想現実）。コンピューターが作り出した仮想的な空間を、あたかも現実であるかのように疑似体験できる技術や仕組みのこと。